

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

平成三十年十一月三十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第二号	認定番号
平成三十年十一月二十一日	認定年月日
埼玉県大里郡寄居町大字ニケ山字向田三百六十八番 一外百六十六筆	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供 する場所